

<法律の範囲>

法律の適用範囲は児童虐待防止法、高齢者虐待防止法等の他の法律との関連で、それぞれ定められていますが、障害児から高齢の障害者まで、家庭でも施設でも何らかの虐待防止法の適用を受けることになります。

障害者虐待防止法では使用者による障害者虐待（障害者を雇って働かせている事業者などによる障害者虐待）についても定められています。

<障害者虐待の内容>障害者虐待の内容が以下の5類型に定められています。

- 1 身体的虐待 体に傷や痛みを負わせる暴行を加えることです。この中には「正当な理由なく身体を拘束すること」も規定されています。
- 2 性的虐待 障害者に無理やりわいせつなことをしたり、させたりすることです。
- 3 心理的虐待 障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えることです。その中には、子ども扱いすることも含まれます。
- 4 放棄・放任ネグレクト 食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させることです。
- 5 経済的虐待 勝手に年金を使用したり、賃金を渡さないことです。

<障害者虐待の通報・相談>

障害者虐待に気付いた人には、市区町村の担当窓口への通報義務があります。障害者虐待の通報や相談のために、各区市町村に障害者虐待防止センターや相談の窓口が設けられています。

そこでは、虐待している側の家族や養護者にも支援が必要な場合が多いので、障害福祉のサービスの利用で介護負担を減らしたり、養護者自身が抱えている病気や経済的な問題について専門機関からの支援を受けられるようにする等で養護者に対するサポートを実施しています。

<東部療育センターでの取り組み>

センターでは、今までも福祉サービス第三者評価を受審、サービス向上委員会に外部の第三者委員の導入、実習生やボランティアの受け入れ等の開かれた施設運営をしてきました。

さらに、障害者虐待の防止のために、地域療育支援室をセンター内の障害者虐待の窓口にしたり、外部の第三者委員を入れた障害者虐待防止委員会や障害者虐待防止プロジェクトチームでの活動を開始しています。今年度からは職員全員を対象としての研修等を実施する予定です。

また、江東区障害者虐待防止センターと連携体制をとっており、施設内の点検や助言を受けています。

障害者虐待防止法や相談窓口についての詳細は次ページを参考にして下さい。

厚生労働省の障害者虐待防止法のアドレス

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihaishahukushi/gyakutaiboushi/index.html?PHPSESSID=996abbef9edb91c6e760f8f54a4a799

東京都の障害者虐待防止法のアドレス

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/gyakutai_kenriyogo/index.htm



今回のメールマガジンいかがでしたか？障害者虐待は絶対にあってはならないことです。皆様に協力して、小さな兆候を見逃さずに、防いでいければと思います。



このメールは msw_trc@mtrc.jp のアドレスより配信しております。

◆ 送信アドレスは配信専用です。お問合せやお手続きは下記よりお願いします。



東部療育通信

発行：東京都立東部療育センター <http://www.tobu-ryoiku.jp/>

個人情報保護方針：<http://www.tobu-ryoiku.jp/privacypolicy.html>

問合せ先：<https://www.tobu-ryoiku.jp/inquiry.html>

〒136-0075 東京都江東区新砂 3-3-25

●配信をご不要の方は、下記URLにアクセスして下さい

<http://www.tobu-ryoiku.jp/info/mailmagazine.html>